

仕様書

1 業務名

令和8年度倉吉市生活習慣病重症化予防事業

2 履行期間

契約締結の日から令和9年3月26日

3 目的

次のⅠ～Ⅱのデータヘルス関連業務を一体的に行うことによって、各業務に掲げる目標を効果的かつ効率的に達成していくもの。

なお、市町村国保ヘルスアップ事業の交付対象事業に適合する事業とする。

Ⅰ【骨折・骨粗鬆症対策事業】

骨粗鬆症等を背景に持つ脆弱性骨折後の骨粗鬆症未治療者及び骨粗鬆症治療中断者に対して、二次性骨折を防ぐために医療機関への受診勧奨及び保健指導を実施し、被保険者の健康の保持増進と医療費の適正化を図る。

Ⅱ【生活習慣病治療中断者・健診異常値放置者対策事業】

生活習慣病及び糖尿病性腎症重症化予防対策として健診結果やレセプト等から抽出基準値以上の者を把握して優先的な事業介入者を分析し、ソーシャル・マーケティング技法やナッジ理論等を用いた受診勧奨等により、被保険者の健康の保持・増進を図る。

4 業務内容

Ⅰ【骨折・骨粗鬆症対策事業】

(1) 介入対象者の抽出

倉吉市国民健康保険のレセプト分析を行い、介入の必要がある脆弱性骨折後の骨粗鬆症未治療者及び骨粗鬆症治療中断者等の骨折ハイリスク者を抽出すること。なお対象者選定に用いる対象者リストは、年齢、性別、生活習慣等のリスク因子や治療歴を考慮した内容で作成すること。なお対象者抽出の際に用いる薬剤定義や中断定義は、医師や薬剤師が監修をするなど医学的観点から妥当性があり、意図的な中断を判断できる精度とすること。

【抽出条件】

①40歳～74歳の被保険者のうち、過去5年間に於いて脆弱性骨折の既往歴があったもの

②脆弱性骨折治療後、骨粗鬆症の傷病名が確認できない者（未治療者）

③脆弱性骨折治療後、骨粗鬆症の傷病名及び治療薬の処方があった者のうち、直近に治療が確認できない者（治療中断者）

※②③の脆弱性骨折の部位及び治療中断期間については、事業者の提案に基づき市と協議の上決

定するものとする。

(2) 受診勧奨通知の作成・送付

(1) で抽出し、通知対象者となったものに対して医療機関への受診や治療の再開を促す通知書を送付すること。なお郵送費は委託費に含むものとする。

【通知書詳細】

- ①通知送付者 最大 50 人
- ②内容は骨粗鬆症及び骨折予防のための生活習慣や医療機関受診勧奨に関する内容を含めたものとするなど骨折対策に繋がるような工夫をすること。
- ③通知が届いた理由がわかるよう工夫すること。
- ④その他双方協議の上通知書内容を決定する。

(3) コールセンターの設置

通知書についての問い合わせ、保健指導案内等の窓口機能を担い、希望する被保険者への正しい健康情報の提供を目的とする。通知後 1 ヶ月間程度、運用時間は原則平日 9:00-17:30 とし、医療専門職が対応すること。

(4) 保健指導の実施

受診勧奨通知者のうち保健指導が必要と考えられる者に対して、保健指導及び医療機関への受診勧奨を行う。受託者は指導結果を取りまとめて、委託者に提出すること。

【指導詳細】

- ①電話による指導とする。(通知対象者のうち最大 15 人を想定)
- ②骨折、骨粗鬆症に関する理解を促し、骨折や転倒予防のための生活習慣について啓発すること。
- ③なぜこの通知が届いたのかを説明すること。
- ④受診状況を確認の上、骨粗鬆症について定期受診がない場合は受診勧奨を行う。
- ⑤その他双方協議の上指導内容を決定する。

(5) 全体の評価及び報告書の提出

受診勧奨及び保健指導の効果分析及び評価を実施し報告すること。なお、性・年代・骨折部位・リスクの有無ごとの保健指導実施率や受診状況等効果分析の項目や内容については、受託者が提案した項目、内容をもとに、市と協議して決定すること。

II 【生活習慣病治療中断者・健診異常値放置者対策事業】

(1) 介入対象者の抽出

レセプト及び特定健診結果から、生活習慣病重症化に繋がる生活習慣病治療中断者及び治療放置者を以下の条件で抽出しリスト化すること。

ア 治療中断者

分析期間において、同一年月中に生活習慣病のいずれか（糖尿病、高血圧症、脂質異常症、腎症）の受診と処方が同一医療機関であり、最後の受診から4ヶ月以上、同疾病のレセプトがない者。

イ 異常値放置者

健診結果から、基準値以上に該当する者で、健診受診月以降（健診受診月を含む）、対象者抽出時まで生活習慣病（糖尿病、高血圧症、脂質異常症、腎症）（疑い含む）のいずれのレセプトもない者。リスト化する際は、健診結果から重症度により分類する。

基準値については、双方協議の上、重症度高・重症度低の二段階の基準を設定する。

（2）受診勧奨通知の作成・送付

（1）で抽出し、通知対象者となったものに対して医療機関への受診や治療の再開を促す通知書を送付すること。なお郵送費は委託費に含むものとする。

【通知書詳細】

①通知送付者 最大 200 人

②内容は生活習慣病治療中断者向けと健診異常値放置者向けにリスク項目、重症度に応じた具体的なデザインを作成する。なお、デザインにはソーシャル・マーケティング手法等を活用し、通知対象者の生活習慣の改善や医療機関への受診に繋がるような視認性に訴える通知文書となるよう工夫すること。

③通知が届いた理由がわかるよう工夫すること。

④その他双方協議の上通知書内容を決定する。

（3）コールセンターの設置

通知書についての問い合わせ、保健指導案内等の窓口機能を担い、希望する被保険者への正しい健康情報の提供を目的とする。通知後1ヶ月間程度、運用時間は原則平日 9:00-17:30 とし、医療専門職が対応すること。

（4）保健指導の実施

受診勧奨通知者のうち保健指導が必要と考えられる者に対して、保健指導及び医療機関への受診勧奨を行う。受託者は指導結果を取りまとめて、委託者に提出すること。

【指導詳細】

①電話による指導とする。（通知対象者のうち最大 60 人を想定）

②生活習慣病に関する理解を促し、重症化予防のための生活習慣について啓発すること。

③なぜこの通知が届いたのかを説明すること。

④受診状況を確認の上、生活習慣病について定期受診がない場合は受診勧奨を行う。

⑤その他双方協議の上指導内容を決定する。

(5) 全体の評価及び報告書の提出

受診勧奨及び保健指導の効果について、対象者抽出後のレセプトデータ等を分析し、通知対象者の医療機関受診状況から事業効果を検証すること。

5 提供データ

データの概要	帳票名	備考
被保険者台帳	・国保総合システム 特定健診等保険者データ (KD_IF015)	
レセプトデータ	医科 : 21_REC0DEINFO_MED.csv DPC : 22_REC0DEINFO_DPC.csv 調剤 : 24_REC0DEINFO_PHA.csv 令和7年4月診療分～令和8年3月診療分	
健診(検診)データ	・特定健診結果等作成抽出(全健診結果情報(横展開))ファイル FKAC171 令和7年5月分～令和8年2月分	
保健指導対象者電話リスト		任意様式
各種通知除外リスト		任意様式
宛名データ	通知宛名印字用データ ※宛名番号、氏名、カナ氏名、郵便番号、住所、方書	1人1行のデータ

6 支払条件等

受託者は、「4 I (5) 及びII (5)」のとおり、市に報告書に提出する。最終納品物の提出期限は、令和9年3月19日までを厳守すること。

市は、当該業務に係る検査を行い、結果を受託者に通知する。この通知をもって、受託者は検査に合格したものとし、受託者は請求書を市に提出する。

市は、請求書を受領後、受領日から30日以内に受領した請求書に係る金額を支払う。

なお、受託者は、成果指標の測定に必要な資料の提供について協力すること。

7 個人情報の取扱い

別紙「個人情報取扱特記事項」のとおり、業務上知り得た事項について、他に漏らし又はこれを利用してはならない。また、第三者に提供及び利用させてはならない。

対象者データの受け渡しについては、LGWAN-ASPでの送受信、又は個人情報貨物のプライバシー・セキュリティ輸送によるものとする。

8 法令遵守

当該業務に関連する法令（国民健康保険法等）について、遵守すること。

9 その他

仕様書に定めのない事項、その他仕様内容に関し、疑義が生じたときは、双方協議し、解決を図るものとする。

留意事項

（１）業務の実施にあたって、業務内容を十分理解し、委託者と連携を密にとりながら、誠実に履行する。

（２）契約締結後、速やかに業務実施計画を作成し、提出すること。

（３）受託中に知り得た情報は適正に管理し、決して漏えい、不正利用を行わないこと。なお、当契約が履行された後においても同様とする。

（４）当委託契約により作成された成果品、契約の遂行の過程で生じた全ての著作権は、全て委託者に帰属するものとし、受託者は委託者の当該著作権に係る行為について著作者人格権を行使しないものとする。

（５）受託者は、本委託業務の実施にあたり、受託者の責めに帰する事由により委託者に損害を与えた場合や、受託者の行為が原因で第三者その他に損害が生じた場合には、その損害を賠償しなければならない。

（６）受託者は、委託者の事前の承諾なく、契約上の地位を受託者の関連企業等を含め第三者に継承させ、あるいは契約によって生じる権利及び義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、若しくは委託等により引き受けさせ、又は担保に供してはならない。

（７）契約にあたっては、企画提案などの内容について受託者との協議により、必要に応じて修正できるものとする。

（８）本事業の目的に照らし合わせて新たに盛り込むべきと考えられる独自の手法や利便性・効果を損なうことのない代替え案等があれば、適宜提案すること。